

## 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機能の強化等を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するため、国による株式等の引受け等に係る申込みの期限の延長、株式等の引受け等の要件等の修正及び協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置の新設に係る規定の整備等を行うこととする。

### 一 第1条：金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正

#### 1. 国による株式等の引受け等に係る申込みの期限の延長

国が金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みの期限を平成24年3月31日まで延長する。

(金融機能強化法第3条、第15条、第26条関係)

#### 2. 国による株式等の引受け等の要件等の修正

##### (1) 経営強化計画の記載事項

① 経営強化計画に記載が義務づけられている事項の一つである「信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策」を「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策」とする。

② 経営強化計画に記載が義務づけられている事項から次に掲げるものを削除する。

イ 経営強化計画の終期において、経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項

ロ 自己資本の基準に適合していない金融機関等が株式等の引受け等の決定を受けた場合における経営責任及び株主責任の明確化に関する事項

(金融機能強化法第4条第1項、第13条第3項、第14条第10項、第16条第1項、第23条第3項、第24条第9項、第25条第2項関係)

##### (2) 株式等の引受け等の要件

① 株式等の引受け等の要件の一つである「地域における金融の円滑化が見込まれること」を「地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれること」とする。

② 株式等の引受け等の要件から、経営基盤の安定のための措置に係るものを削除する。

(金融機能強化法第5条第1項、第17条第1項、第19条第3項関係)

#### 3. 協同組織中央金融機関等（全国を地区とする信用金庫連合会、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会並びに農林中央金庫をいう。以下同じ。）に対する資本の増

## 強に関する特別措置の新設

### (1) 協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置の手続き

- ① 預金保険機構は、協同組織中央金融機関等から、優先出資の引受け等に係る申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関等と連名で、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならないこととする。
- ② 協同組織中央金融機関等が、優先出資の引受け等に係る申込みをする場合には、協同組織金融機能強化方針（協同組織金融関係機関（当該協同組織中央金融機関等及び協同組織金融機関等をいう。）による金融機能の発揮を促進するための方針をいう。以下同じ。）等を主務大臣に提出しなければならないこととする。
- ③ 主務大臣は、協同組織金融機能強化方針等の提出を受けたときは、以下の要件のすべてに該当する場合に限り、優先出資の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。
  - イ 協同組織金融機能強化方針に記載された事項が協同組織金融関係機関による金融機能の発揮を促進するために適切なものであること。
  - ロ 協同組織金融機能強化方針に記載された事項が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
  - ハ 協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等が預金保険法第2条第4項に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保険法第2条第5項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもって債務を完済することができない金融機関等でないこと。
  - ニ 申込みに係る優先出資の引受け等が協同組織金融機能強化方針の内容及び協同組織金融関係機関の自己資本の充実の状況に照らし適切な範囲であること。
  - ホ 預金保険法附則第7条第1項第1号に規定する協定銀行（以下「協定銀行」という。）が協定（金融機関等の自己資本の充実のための業務の委託に関する協定をいう。以下同じ。）の定めにより取得する優先出資又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合でないこと。
  - ヘ 協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等により適切に資産の査定がされていること。
- ④ 主務大臣は、優先出資の引受け等を行うべき旨の決定をしたときは、協同組織金融機能強化方針等を公表するものとする。
- ⑤ 協定の定めによる優先出資の引受け等に係る協同組織中央金融機関等は、協同組織金融機能強化方針の変更をしようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならないこととする。
- ⑥ 主務大臣は、以下の要件のすべてに該当する場合に限り、協同組織金融機能

強化方針の変更の承認をするものとする。

イ 変更後の協同組織金融機能強化方針に記載された事項が協同組織金融関係機関による金融機能の発揮を促進するために適切なものであること。

ロ 変更後の協同組織金融機能強化方針に記載された事項が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

ハ 予見し難い経済情勢の変化その他協同組織金融機能強化方針の変更をすることについてやむを得ない事情があること。

(金融機能強化法第34条の2～第34条の5、第34条の7関係)

## (2) 優先出資の発行の特例

① 協同組織中央金融機関等が主務大臣の決定に従い発行する優先出資は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第4条第2項の適用にあたっては、ないものとみなす。

(金融機能強化法第34条の6第1項関係)

② 協同組織中央金融機関等が主務大臣の決定に従い優先出資を発行する場合には、当該優先出資の発行による変更の登記において、その旨も登記しなければならないこととする。

(金融機能強化法第34条の6第2項関係)

## (3) 協同組織金融機能強化方針に記載された事項の適切な実施を確保するための監督上の措置等

① 協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等は、当該引受け等を行った協定銀行が当該優先出資等の全部につき処分等を完了するまでの間、協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況等について、主務大臣に報告しなければならないこととする。

② 主務大臣は、協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に対し、監督上必要な措置を命ずることができることとする。

(金融機能強化法第34条の8、第34条の9関係)

## 4. その他

その他所要の規定を整備する。

## 二 第2条：金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正

金融機関等が経営基盤強化に関する計画を主務大臣に提出する期限を平成24年3月31日まで延長する。

(金融機関組織再編特措法第3条関係)

## 三 その他

### 1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則第1条関係)

2. 経過措置

経過措置についての規定を設ける。

(附則第2条～第5条関係)